

十一月号  
令和七年

# 協会けんぽ 埼玉だより



職場内で回覧をお願いいたします。



## 医療機関を受診する際は、ぜひマイナ保険証をご利用ください

### マイナ保険証利用までの3STEP

01

#### マイナンバーカードの作成

～作成方法～

- ・オンラインでの申請
- ・郵便での申請
- ・まちなかの証明写真機での申請

02

#### マイナンバーカードを保険証として登録

～登録方法～

- ・医療機関等窓口の「カードリーダー」で登録
- ・「マイナポータル」から登録
- ・セブン銀行ATMから登録

03

#### 医療機関で受診

～受診方法～

- ・マイナンバーカードを受付のカードリーダーに置く
- ・本人確認後、同意事項を選択

### 保険証・資格確認書等の返却はどうなりますか？

#### 保険証

2025年12月1日までの退職の場合、  
資格喪失届に保険証を添付して返却してください。  
2025年12月2日以降の退職の場合、保険証の返却は不要です。



#### 資格情報のお知らせ

返却は不要です。

#### 資格確認書

有効期限内の退職であれば、資格喪失届に添付して  
返却してください。  
有効期限が切れた資格確認書の返却は不要です。

マイナ保険証について詳しくは  
[こちらをご確認ください](#)



### マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れにご注意ください。 有効期限が切れた場合、資格確認書を送付しています。

マイナンバーカードの電子証明書（オンラインでマイナンバーカードを使用する際に本人であることを電子的に証明するもの）には有効期限があり、年齢問わず発行日から5回目の誕生日までです。

電子証明書の更新手続きは、有効期限の3か月前からお住まいの市区町村にて行うことができます。

なお、有効期限の2か月から3か月前を目途に、地方公共団体方法システム機構（J-LIS）から、有効期限をお知らせする通知がご自宅に送付されますので、[忘れずにお早目の更新手続きをお願いします](#)。

また、協会けんぽでは有効期限満了日が属する月の末日から2か月を経過した場合、資格確認書を事業主経由で送付していますので、従業員の皆様への配付にご協力をお願いします。

#### お知らせ

令和8年1月からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。  
電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひご利用ください。詳しくは[こちらのホームページ](#)をご覧ください。



# 整骨院・接骨院のかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)による治療には、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。

詳しくはこちらを  
ご確認ください



## 健康保険の対象となる場合

- ・打撲・捻挫・骨折・脱臼
- ・挫傷(肉離れなど)

※ケガによる痛みに限ります。

※内科的原因による疾患は含まれません。

慢性的な状態に至っていないものに限られます。

※同一負傷に対して、保険医療機関で治療中のものは  
含まれません。



## 健康保険の対象とならない場合

- ・単なる肩こり、筋肉疲労、慰安目的のマッサージ
- ・病気(神経痛、リウマチ等)からくる痛み・こり
- ・脳疾患後遺症等の慢性病
- ・過去の交通事故等による後遺症
- ・症状の改善のみられない長期の治療
- ・仕事中や通勤途上での負傷
- ・医師の同意のない骨折や脱臼の治療

※応急処置を除く

# はり・きゅうのかかり方

健康保険で施術を受ける際には、対象傷病に関する医師の同意書(診断書)が必要になります。医師より交付された同意書(診断書)を鍼灸院等に提出してください。

詳しくはこちらを  
ご確認ください



## 対象傷病

- ・神経痛・リウマチ・頸腕症候群
- ・五十肩・腰痛症・頸椎捻挫後遺症

医師による適当な治療手段がないものに限ります。なお、慢性的な疼痛を主症とする上記病名に類するものも対象となる場合があります。

## 医師の同意書(診断書)

- ・同意書(診断書)発行の際には、医師の診察を受けてください。なお、オンライン診療により交付された同意書(診断書)は認められません。
- ・継続してはり・きゅう施術を受ける場合、6か月に一度は医師の再同意書が必要になります。

## 健康保険が使えない場合があります

医師の治療との併用 ➤ 同一病名(症例)の治療\*を医療機関と併用して受けている場合、  
健康保険の対象となりません。

\*診察・検査は治療に含みませんが、投薬(内服薬・シップ)や注射等は治療にあたります。

あんま・マッサージ  
との併用 ➤ 同一病名(症例)にて、あんま・マッサージの保険施術を受けている場合は、  
健康保険の対象となりません。



全国健康保険協会 埼玉支部  
協会けんぽ

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町682-2  
大宮情報文化センター(JACK大宮)16階  
電話 048-658-5919 (代表)

## メールマガジン 「彩メール」

健康保険や健康づくりに関する  
タイムリーな情報をお届け



ご登録はこちらから

